

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：令和7年3月28日（金） 午後3時00分から
場所：東広島市消防庁舎 講堂

<次第>

- 1 建設工事種類別格付基準の改正及び令和7・8年度競争入札参加資格の認定（令和7年4月1日認定予定）について 【契約課】 …… 1
- 2 技術者等の適正配置の改正について…………… 5
（令和7年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について〔再説明〕 …… 1 1
（令和7年4月1日以降適用開始） 【契約課】
- 4 災害実績条件付一般競争入札について〔再説明〕 …… 1 3
（令和7年4月1日以降適用継続） 【契約課】
- 5 工事成績条件付一般競争入札について〔再説明〕 …… 1 5
（令和7年4月1日以降適用継続） 【契約課】
- 6 東広島市工事中情報共有システム実施要領について〔再説明〕 …… 1 7
（令和7年4月1日以降適用開始） 【検査課】
- 7 東広島市工事成績評定要領の改正について〔再説明〕 …… 1 8
（令和7年4月1日以降適用継続） 【検査課】
- 8 その他
 - (1) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について 【契約課】 … 1 9
 - (2) 入札契約等に係る書類の押印の取扱いの一部変更について 【契約課・検査課】 … 2 0
 - (3) 電子保証の導入について 【契約課】 … 2 9
 - (4) 令和7年4月1日施行の建設工事請負契約約款等の改正について 【契約課】 … 3 1
 - (5) 工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について 【契約課】 … 3 5
 - (6) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について〔再説明〕 【契約課】 … 3 8
 - (7) 工事書類の平準化（簡素化）について〔再説明〕 【検査課】 … 4 0
 - (8) 主要資材一括承認制度について 【検査課】 … 4 1
 - (9) 環境保全型ブロック壁体重量確認について 【検査課】 … 4 3
- 9 質疑応答

東広島市

総務部 検査課 TEL082-420-0950
総務部 契約課 TEL082-420-0930

1 建設工事種類別格付基準の改正及び令和7・8年度競争入札参加資格の認定（令和7年4月1日認定予定）について

（1）建設工事種類別格付基準の改正

優れた成績を修めた業者や建設工事の担い手の育成・確保に向けて技能労働者等の適正な評価をする環境を整備した業者へのインセンティブとして、最大50点の発注者別評価点の項目を新設しました。

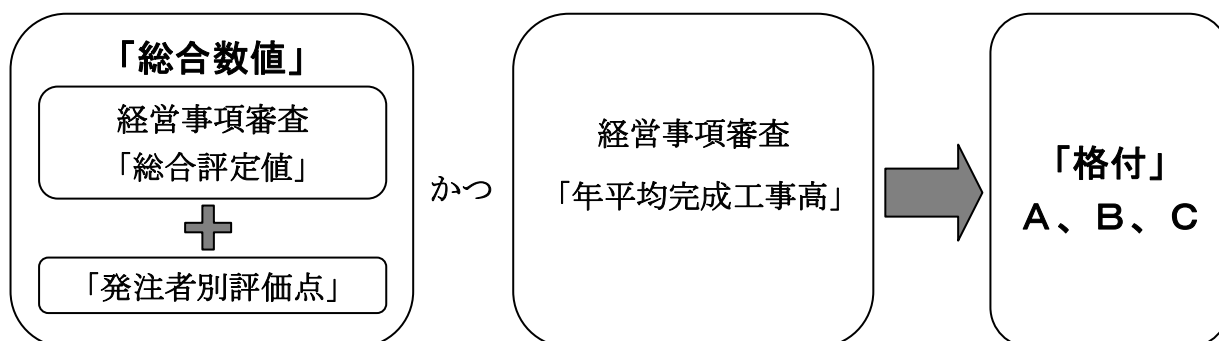
発注者別評価点の50点の増加をふまえて、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、工事成績評定などによる競争を促進し、本市の核となる建設業者を育成するために、令和7年4月1日付けで「東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程」の建設工事種類別格付基準における土木一式工事の総合数値を50点加算する改正を行います。

なお、格付別標準発注金額表は改正しません。

業種	格付	改正前	改正後
土木一式工事	A	総合数値750点以上 かつ年平均完成工事高 3,000万円以上	総合数値 <u>800点以上</u> かつ年平均完成工事高 3,000万円以上
	B	総合数値650点以上 かつ年平均完成工事高 1,000万円以上	総合数値 <u>700点以上</u> かつ年平均完成工事高 1,000万円以上
	C	総合数値1点以上 かつ年平均完成工事高 1円以上	総合数値1点以上 かつ年平均完成工事高 1円以上

（2）令和7・8年度競争入札参加資格の認定

令和7・8年度競争入札参加資格の認定は、経営事項審査の総合評定値に発注者別評価点を加えた「総合数値」と経営規模等評価結果通知書に記載されている年平均完成工事高を基に行います。格付については、改正後の新しい基準で判定を行います。



(3) 令和7・8年度競争入札参加資格認定者数

地域区分	認定予定者数	前回認定者数※2
市内※1	177 者	172 者
県内	390 者	388 者
県外	353 者	366 者
合計	920 者	926 者

※1「市内」とは、東広島市内に建設業法上の主たる営業所かつ登記の本店を有する者をいいます。

※2 令和5・6年度当初資格認定時の認定者数

(4) 令和7・8年度競争入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までです。

ただし、令和9年4月1日以降においても令和9年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、令和9年度の入札参加資格が認定されるまで有効とします。

(5) 建設工事種類別格付基準及び格付別標準発注金額表

ア 建設工事種類別格付基準

次の表の区分に従い、格付（A、B、C）を決定し、認定します。

建設工事種類別格付基準

工事の 種類 格付	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工 事	その他
A	総合数値 <u>800点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 <u>750点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 3,000万 円以上	総合数値 <u>680点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 <u>700点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 <u>750点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上	総合数値 <u>700点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,250万 円以上	総合数値 <u>700点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 2,000万 円以上	総合数値 <u>700点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,500万 円以上
B	総合数値 <u>700点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万 円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>600点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1,000万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>630点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付A に該当す るものを 除く。)	総合数値 <u>500点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>630点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)	総合数値 <u>600点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 750万円 以上 (格付Aに 該当する ものを除 く。)
C	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)		総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)	総合数値 <u>1点</u> 以上かつ 年平均完 成工事高 1円以上 (格付A及 び格付B に該当す るものを 除く。)

イ 格付別標準発注金額表

次の表の区分を基準に発注します。

格付別標準発注金額表

等級別 格 付	請 負 対 象 設 計 金 額							
	土木一式 工 事	建築一式 工 事	電気工事	管工事	舗装工事	造園工事	水道施設 工事	その他
A	3,000 万円 以上	3,000 万円 以上	1,250 万円 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上	1,250 万円 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上
B	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	1,000 万円 以上 3,000 万円 未満	1,250 万円 未満	750 万円 以上 2,000 万円 未満	750 万円 以上 1,500 万円 未満	1,250 万円 未満	750 万円 以上 2,000 万円 未満	750 万円 以上 1,500 万円 未満
C	1,000 万円 未満	1,000 万円 未満		750 万円 未満	750 万円 未満		750 万円 未満	750 万円 未満

2 技術者等の適正配置の改正について

1 趣旨

令和6年10月28日開催の入札・契約制度説明会（建設工事）において説明しました技術者等の適正配置の改正（災害特例の廃止等）に加えて、令和6年12月13日及び令和7年2月1日施行で建設業法等の一部改正がありましたので、それに伴う「技術者等の適正配置について」の改正を行うものです。

2 内容

（1）主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の引上げ等 【新規】

令和7年2月1日付けで建設業法施行令の一部改正が施行され、それに伴い、市発注工事の契約制度について改正を行います。

- ①特定建設業許可や監理技術者の配置を要する下請代金額を、4,500万円（建築一式工事7,000万円）以上から5,000万円（建築一式工事8,000万円）以上に引き上げます。
- ②主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額を、4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上に引き上げます。
- ③東広島市の建設工事一般競争入札の発注方法について、1号工事とする請負対象設計金額を現行の4,000万円（建築一式工事8,000万円）以上から4,500万円（建築一式工事9,000万円）以上に引き上げます。

許可・資格		下請負金額による 建設業の許可区分 配置技術者の資格区分		配置技術者の専任区分	
時期	許可区分	特定建設業	特定又は 一般建設業	専任	兼務可能
	資格区分	監理技術者	監理又は 主任技術者		
R7.3.31 まで	建築一式	7,000万円以上	7,000万円未満	8,000万円以上	8,000万円未満
	上記以外	4,500万円以上	4,500万円未満	4,000万円以上	4,000万円未満
R7.4.1 以降	建築一式	8,000万円以上	8,000万円未満	9,000万円以上	9,000万円未満
	上記以外	5,000万円以上	5,000万円未満	4,500万円以上	4,500万円未満

（2）主任技術者等の兼務要件の新設等 【新規】

令和6年12月13日付けで建設業法の一部改正が施行されたことにより、監理技術者制度運用マニュアルが改正されました。これに伴い、本市の「技術者等の適正配置について」の一部を改正します。

①専任特例1号の新設

新たに設けられた一定の要件を満たす場合、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとします（具体的な要件は別紙の1を参照してください。）。

②専任を要する工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件
 これまで、専任を要する工事において、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）及び経營業務の管理責任者は監理技術者又は主任技術者を兼務することはできませんでしたが、一定の要件を満たす場合、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができることとします（具体的な要件は別紙の2を参照してください。）。

③特例監理技術者制度の呼称の変更

監理技術者補佐を配置する等の一定の要件を満たす場合に、監理技術者の兼務ができる特例監理技術者制度について、呼称を「専任特例2号」に変更します（兼務に係る要件に変更はありません。）。

（3）公告時点での技術者の専任指定の廃止 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

工事ごとに発注者が予め公告で技術者の専任要否を指定する運用を見直し、請負代金額（税込）により、受注者において建設業法に則った適正な技術者を配置することとします。

改正前	改正後
設計金額により発注者が専任を指定 ※設計金額 4,000 万円（建築一式工事 8,000 万円） 以上の場合、入札金額に関わらず専任配置が必須	請負代金額（税込）により受注者が適正な技術者を配置 ※請負代金額（税込） 4,500 万円（建築一式工事 9,000 万円）以上の場合、専任配置が必要（受注者は入札金額で判断） 【建設業法第 26 条第 3 項】

（4）監理技術者の必置規制等の廃止 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上となることが見込まれる場合、入札参加資格要件として、予め監理技術者の資格を有する者の専任配置及び特定建設業許可を有することを求める運用を見直し、下請予定金額を踏まえ、受注者において建設業法に則った適正な技術者配置及び入札を行うこととします。

改正前	改正後
①技術者配置 下請予定金額に関わらず発注者により、監理技術者の有資格者の配置を義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	①技術者配置 下請予定金額により受注者が監理技術者の有資格者を配置 ※下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合には監理技術者を配置 【建設業法第 26 条第 2 項】 ※1 号工事においては、下請予定金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上となるかどうかについて、資格要件確認資料等で示すこと。
②建設業許可の種類 下請予定金額に関わらず発注者により、特定建設業許可を有することを義務付け ※下請金額が 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上となることが見込まれる場合	②建設業許可の種類 下請予定金額により受注者が入札の可否を判断 ※下請金額が 5,000 万円（建築一式工事 8,000 万円）以上の場合には特定建設業許可が必要 【建設業法第 3 条第 1 項第 2 号】

(5) 主任技術者等の兼務制限の改正 【再説明 ※網掛け部分は(1)による修正】

災害復旧工事の進捗を踏まえ、災害特例を廃止するとともに、人材を最大限活用し工事執行の円滑化を図るため、主任技術者の兼務制限を改正します。

※変更箇所のみを抜粋しているため、詳細は「技術者等の適正配置について」を確認すること。

(ア) 主任技術者の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,500 万円以上 (建築一式工事は、9,000 万円以上) 【主任技術者配置工事】	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が 25km 以内の公共工事であれば 5 件まで兼務を認める。</u>	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。
2号工事	4,500 万円未満 (建築一式工事は、9,000 万円未満)	5 件以内 <u>※災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く。</u>	<u>兼務制限なし</u>
	500 万円未満 (建築一式工事は、1,500 万円未満)	兼務制限なし	兼務制限なし

(イ) 現場代理人の取扱い

請負対象設計金額（税込） ※改正後は請負代金額（税込）とする。		改正前	改正後
1号工事・総合評価	4,500 万円以上 (建築一式工事は、9,000 万円以上) 【主任技術者配置工事】	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。 <u>※災害復旧工事を含む場合、工事場所が東広島市内で密接な関係があり、全ての工事場所の間隔が 25km 程度以内の公共工事であれば 5 件まで兼務を認める。</u>	2 件以内 ※工事場所が東広島市内で密接な関係があり、相互の間隔が 10km 以内の公共工事であること。

3 適用期間

令和7年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します（従前の取扱いにより、契約済の工事についても当該工事に関する共通仕様書、特記仕様書、誓約書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とします。入札手続中の工事は、契約後からこの取扱いの対象とします。）。

ただし、2（5）については、災害特例の廃止により兼務上限を超える場合は、兼務中の工事が完成し（「工事が完成」とは、その完成検査が終了し、検査確認通知書が交付されたことをいう。）、主任技術者又は現場代理人の兼務要件の範囲内になるまでの間はこの取扱いを適用しません（この取扱いの範囲内になるまでの間、兼務中以外の工事の主任技術者又は現場代理人として配置することはできないため注意すること。）。

1 専任特例 1 号の要件

専任特例 1 号の場合には、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、次の要件を全て満たさなければならない。

- ① 各建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。なお、工事途中において、請負代金の額が 1 億円（建築一式工事の場合は 2 億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- ② 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が 3 を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
- ④ 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また 1 つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が 2 つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、建設業法第七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

- ⑤ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
- ⑥ 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

（イ） 当該建設業者の名称及び所在地

（ロ） 主任技術者又は監理技術者の氏名

（ハ） 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

(二) 各建設工事に係る次の事項

- イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
- ロ) 当該建設工事の内容（建設業法別表 1 上段の建設工事の種類）
- ハ) 当該建設工事の請負代金の額
- ニ) 工事現場間の移動時間
- ホ) 下請次数
- ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
- ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
- チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。
- ⑧ 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、②～⑦の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。

2 専任を要する工事における営業所技術者等及び経營業務の管理責任者の兼務要件

以下の要件を全て満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者又は経營業務の管理責任者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。

- ① 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が置かれている営業所（経營業務の管理責任者の場合は主たる営業所であること）において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 兼務する工事件数が 1 件以内であること。
- ③ 1 ①～⑦を満たしていること。なお、1 ②について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「当該工事現場から営業所」と読み替え、1 ⑥（ロ）については所属する営業所の名称を加え、1 ⑥（ニ）イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
- ④ 営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について 【再説明】

1 趣旨

建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、業者の育成に貢献するとともに、工事成績などによる競争を促進し、新しい技術やノウハウの導入を促していくため、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）の一部改正を行います。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅰ型

工事实績のほか、簡易な施工計画を求め評価するもの。

(2) 簡易Ⅱ型

工事实績を中心に評価項目を設定し評価するもの。

3 改正点

(1) 総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数制限（５件）を廃止します。

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（総合評価落札方式）

改正後	改正前
５．落札者の決定について (5) <u>削除</u>	５．落札者の決定について (5) 総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、５件を限度とする。手持ち件数５件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とする。なお、この場合においては、指名除外措置の対象外とする。この件数の取り扱いについては、次のア及びイのとおりとする。 ア 件数は、原則開札日の前日の状況とする。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとする。 イ 件数には、開札日以降に落札候補者となった工事を含むものとする。

(2) 評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

4 適用日

令和７年４月１日以降に公告する案件から適用します。

令和7年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		配点	土木一式		左記以外 (建築一式、舗装、その他)	
	区分	評価内容		市内本店 のみ	市外 参加可	市内本店 のみ	市外 参加可
I 型	1.施工計画	(1)施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(2)工期設定の適切性	2点	△ (選択)		△ (選択)	
		(3)施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)		△ (1項目以上選択)	
		(4)品質の確認方法、管理方法の適切性					
		小 計		6～10点		6～10点	
I 型・ II 型 共通	2.企業の施工能力	(1)同種・類似工事の施工実績 (直近15年間) ※1	2点	○	○	○	○
		(2)工事成績評定点 (直近3年間の平均) ※2	3点	○	—	○	—
		(3)建設キャリアアップシステムへの事業者登録 状況	0.5点	○	○	○	○
		(4)当該業種で優良建設工事表彰に該当(直近3 年間) ※3	1点	○	—	○	—
		小 計		6.5点	2.5点	6.5点	2.5点
	3.配置予定技術者の 能力	(1)主任(監理)技術者の保有する資格 (専門資格を含む) ※4	1点	○	○	○	○
		(2)主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工 経験の有無 (直近15年間) ※1	1点	○	○	○	○
		(3)施工経験工事の従事形態 ※5	1点	○	○	○	○
		(4)継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○
		(5)若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活 用	1点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	4.地域の精通性	(1)地域内における本店の有無	1点	—	○	—	○
		(2)東広島市域内における同種・類似工事の元 請施工実績(直近15年間) ※1	1点	—	○	—	○
		小 計		—	2点	—	2点
	5.地域貢献の実績	(1)災害対応活動の有無 ※6	2点	○	—	△ (協定締結のみ 0.25点)	—
		(2)広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制 度)における活動実績の有無 (前年度)	0.25点	○	○	○	○
		(3)東広島市公園里親制度活動の実績の有無 (前年度)	0.5点	○	○	○	○
		(4)市内企業の活用割合 (一次下請総額に占める市内企業の割合)	1点	○	○	○	○
		(5)市内資材販売業者からの指定資材調達割合	1点	○	○	○	○
		小 計		4.75点	2.75点	3点	2.75点
	6.社会貢献	(1)障害者雇用の状況 ※7	0.25点	○	○	○	○
		小 計		0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
	7.施工体制	(1)調査基準価格に基づく施工体制の確保 (前年度に完了検査を受けた低入札工事の成績評定が全て 良好であった者は調査基準価格以上と同様に加点) ※8	5点	○	○	○	○
		小 計		5点	5点	5点	5点
	合 計			21.5～ 31.5点	17.5～ 27.5点	19.75～ 29.75点	17.5～ 27.5点

※1 平成22年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 令和4年度から令和6年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、令和7年5月31日以前に公告を行う案件は、令和3年度から令和5年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点85点以上	3.0
平均工事成績評定点65点～85点未満	$3.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 令和4年度から令和6年度までの表彰を評価対象とし、配点は次のとおりとする。

優良建設工事特別表彰(5年連続で優良建設工事表彰) 1.0、優良建設工事表彰 0.5

※4 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※5 3.(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※6 加点を行う災害復旧工事の受注実績対象年度は、令和元年度から令和7年度とする。

災害対応活動の配点は次のとおりとする。

10回以上 2.0、5回以上 1.5、3回以上 1.0、1回以上 0.5、協定締結のみ 0.25

※7 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存すること)とある場合に評価の対象とする。

※8 調査基準価格未満の応札者のうち、前年度に完了検査を受けた同一工種での低入札工事の工事成績評定が全て80点以上であった者は、調査基準価格以上での応札者と同様に評価する。

4 災害実績条件付一般競争入札について 【再説明】

1 趣旨

災害復旧工事を受注した建設者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を入札参加要件とした災害実績条件付一般競争入札を、令和7年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「災害実績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数については、次のとおりとし、その他の要件については従来どおりです。

令和6年度	令和7年度
各ランク <u>27</u> 件程度（各ランク各町 <u>3</u> 件以内）とします。	各ランク <u>18</u> 件程度（各ランク各町 <u>2</u> 件以内）とします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

災害実績条件付一般競争入札について

1 趣旨

東広島市が発注する建設工事について、災害復旧工事を受注した建設業者を評価するため、災害復旧工事の受注実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 試行対象工事

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

ア 市内本店対象案件であること。

イ 土木一式工事での発注であること。

ウ 予定価格が税込500万円以上であること。

エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設計金額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク18件程度（各ランク各町2件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは、西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

平成30年度以降に東広島市が発注した災害復旧工事（土木一式工事）を3件以上受注した者とします。

※災害復旧工事は平成30年7月豪雨災害に限りません。また、今後発災した場合、それらを含みます。ただし、応急復旧等業務は含みません。

※災害復旧工事の発注方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）を問いません。

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効とします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

5 工事成績条件付一般競争入札について 【再説明】

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札を、令和7年度も引き続き試行します。

2 内容

具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページ「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

発注件数及びその他の要件の変更点については次のとおりです。

	令和6年度	令和7年度
発注件数	各ランク <u>9</u> 件程度（各ランク各町 <u>1</u> 件以内）とします。	各ランク <u>18</u> 件程度（各ランク各町 <u>2</u> 件以内）とします。
設定要件	<u>次の①又は②のいずれかを満たす者</u> ①令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者 ②令和3年度から令和5年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）	令和 <u>4</u> 年度から令和 <u>6</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者
参加できない者	令和 <u>3</u> 年度から令和 <u>5</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者	<u>次の①又は②のいずれかに該当する者</u> ①令和 <u>4</u> 年度から令和 <u>6</u> 年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和4年度から令和6年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

3 適用日

令和7年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和7年6月1日以降に通知されるため。）

工事成績条件付一般競争入札について

1 趣旨

公共工事の品質確保を図ることを目的として、工事成績評定点を入札参加要件に加えた「工事成績条件付一般競争入札」を引き続き試行します。

2 内容

(1) 発注対象工事

発注対象は次のいずれも満たす案件とします。

ア 市内本店対象案件であること。

イ 土木一式工事での発注であること。

ウ 予定価格が税込500万円以上であること。

エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設 計 金 額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程 別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク 1 8 件程度（各ランク各町 2 件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

設 定 要 件
令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点以上の者

※令和4年度から令和6年度までの工事成績評定平均点は、令和7年6月以降に、令和4年度から令和6年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、不足1件当たり65点の「みなし評価点」の補正を行い算出します。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参 加 で き な い 者
次の①又は②のいずれかに該当する者 ①令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が、65点未満の者 ②令和4年度から令和6年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 適用日

令和7年6月1日以降に公告する案件から適用します。

（令和4年度から令和6年度までの3か年の工事成績評定平均点が令和7年6月1日以降に通知されるため。）

6 東広島市工事中情報共有システム実施要領について 【再説明】

1 趣旨

工事中情報共有システムの適用拡大に向けて、『東広島市工事中情報共有システム実施要領』を制定します。なお、建築工事を除く建設工事版（以下、「建設工事」という。）と建築工事版の2つに分けて、実施要領を制定します。

2 内容

(1) 発注方式

【発注者指定型】

建設工事：設計金額3,000万円以上の工事を対象。

建築工事：設計金額7,000万円以上の工事を対象。

【受注者希望型】

建設工事：設計金額3,000万円未満の工事を対象。

建築工事：設計金額7,000万円未満の工事を対象。

(2) 利用対象の工事関係書類

建設工事：工事打合せ簿、材料確認書、立会書、段階確認書、工事履行報告書

建築工事：工事打合せ簿、工事履行報告書

※その他の書類は紙媒体で提出するものとしますが、受注者と監督職員で協議の上、一部又は全部を利用対象とすることができるものとします。

(3) システム利用料

受注者が一般社団法人広島県土木協会へシステム利用料を支払うものとし、発注者はシステム利用料を積算するものとします。

(4) 納品及び検査

工事中情報共有システムを利用した工事関係書類は、電子媒体により納品し、原則、紙に出力することを要せず、電子媒体による検査を行うものとします。

3 適用日

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

7 東広島市工事成績評定要領の改正について 【再説明】

1 趣旨

建設業界の担い手確保を目的として、「若手・女性技術者の登用等の働き方改革」を工事成績評定の評価対象項目に追加します。

2 内容

- (1) 考 査 項 目：創意工夫
- (2) 評価対象項目：若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組みが図られている。
- (3) 対 象：工期の全期間にわたり従事した主任（監理）技術者
- (4) 若 手 技 術 者：主任（監理）技術者指名届を提出した日に39歳以下であること。

3 適用日

令和7年4月1日以降に請負契約した案件から適用します。

8 その他

(1) 建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の改正について

東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項の（建設工事）（コンサル等業務）（総合評価落札方式）（維持管理業務）の改正を行います。

主な改正点は、次のとおりです。

- ア 15年間の施工実績・工事経験に係る基準日の改正（H21.4.1→H22.4.1）
- イ 総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数制限（5件）を廃止
- ウ 技術者等の適正配置の改正（6～11ページを参照）に係る改正

令和7年度以降の入札時には、改正内容を確認の上、参加いただきますよう、よろしくお願いします。

改正後の東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項は、4月上旬に東広島市ホームページに掲載予定です。

【建設工事・維持管理業務・総合評価落札方式】

- ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
 - > 1 建設工事(入札・公告)
 - > 令和7年度一般競争入札情報(建設工事等)

【コンサル等業務】

- ホーム > 組織から探す > 総務部 契約課
 - > 3 測量・建設コンサルタント等業務(入札・公告)
 - > 令和7年度一般競争入札情報(コンサル等業務)

(2) 入札契約等に係る書類の押印の取扱いの一部変更について

1 趣旨

令和6年10月28日開催の入札・契約制度説明会にて報告した入札契約等に係る書類の押印の取扱いについて、一部変更を行うものです。

2 変更点

(1) 押印存続⇒廃止

- 保証契約内容変更承認書【建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領】

(2) 押印廃止⇒「存続（省略可能）」

- 歳入歳出外現金返還請求書（保管有価証券返還請求書）
【建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領】
- 請求書【建設工事請負契約約款様式及び業務委託契約約款様式】

押印が省略可能な書類については、押印有りの場合と省略の場合で様式を分けることとします。押印を省略する場合は、請求書の真正性を担保するため該当案件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。なお、確認のため担当部署から連絡することがあります。

3 押印省略の場合の様式

添付の「新様式」のとおり。

4 適用日

令和7年4月1日から適用します。

令和 年 月 日

歳入歳出外現金返還請求書 (保管有価証券返還請求書)

東広島市長様

所在地

名 称

代表者

次の建設工事（業務）について工事を完成（業務を完了）しましたので、契約保証金（有価証券）の返還を請求します。

1. 工事（業務）名 _____
2. 保証の種類 ☐ 契約保証金 円
☐ 有価証券 種類 -
額面 円
3. 添付書類 ☐ 保管証書の写し（有価証券の場合）
4. 返還口座（現金返還請求の場合）

金融機関名		支店名	
種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ 現金返還は原則口座払いとし、返還口座は請負代金（委託料）請求口座と同一とすること。

発行責任者及び担当者（発行責任者と担当者は同一人物でも可）
発行責任者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） —
担当者（所属・職・氏名）：
電話番号：（ ） —

※ 請求者の押印を省略する場合は、記載すること。

※ 発行責任者は代表取締役、支店長、営業所長等、請求書を発行するに当たり責任を有する者とする。

（参考：請求者の押印を省略する場合）

発行責任者（代表取締役、支店長、営業所長等、請求書を発行するに当たり責任を有する方）及び担当者の氏名および電話番号を記載すること。 ※発行責任者と担当者は同一人物でも可

（第32条、第34条、第37条関係）

請 求 書

¥

ただし、

工 事 名

工事場所 東広島市

に対する工事請負代金として（ 前金払、中間前金払、第 回目部分払、完成払 ）
上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

東 広 島 市 長 様

請 負 金 額 A	前回までの受領済額 B	今回の請求額 C	備 考

($A \geq B + C$)

口座振込先

金融機関名

口座番号（普通・当座）

--	--	--	--	--	--	--	--

店 舗 名

口座名義

※ 口座名義は、正確に記入してください。

発行責任者及び担当者

発行責任者 所属名（ ） 役職名（ ） 氏名（ ）
電話番号（ ）

担当者 所属名（ ） 役職名（ ） 氏名（ ）
電話番号（ ）

(参考：請求者の押印を省略する場合)

発行責任者（代表取締役、支店長、営業所長等、請求書を発行するに当たり責任を有する方）及び
担当者の氏名および電話番号を記載すること。 ※発行責任者と担当者は同一人物でも可

(第31条、第33条、第36条関係)

請 求 書

¥

ただし、

業 務 名

業務場所 東広島市

に対する業務委託料として（ 前金払、第 回目部分払、完了払 ）

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

東 広 島 市 長 様

業務委託料 A	前回までの受領済額 B	今回の請求額 C	備 考

(A ≥ B + C)

口座振込先

金融機関名

口座番号（普通・当座）

--	--	--	--	--	--	--

店 舗 名

口座名義

※ 口座名義は、正確に記入してください。

発行責任者及び担当者

発行責任者 所属名（ ） 役職名（ ） 氏名（ ）
電話番号（ ）

担当者 所属名（ ） 役職名（ ） 氏名（ ）
電話番号（ ）

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
契約書	建設工事請負契約書	存続
	建設工事請負仮契約書	存続
	建設工事変更請負契約書	存続
	建設工事変更請負仮契約書	存続
	業務委託契約書	存続
	業務委託変更契約書	存続
東広島市建設工事競争契約入札心得	入札書 ※建設工事	存続
	入札書 ※業務	存続
	設計図書等に対する質問書	廃止
	入札金額の積算内訳書 ※建設工事	存続
	入札金額の積算内訳書 ※業務	存続
	入札辞退届	廃止
	委任状	存続
電子入札サブシステム利用者個別規約	書面参加申請書	存続
東広島市建設工事暴力団等排除要綱	指名除外通知書	存続
建設工事等条件付一般競争入札実施要領	設計図書に対する質問書	廃止
随意契約締結に係る事務取扱要領	見積書(工事)	存続
	見積書(業務)	存続
	見積金額の積算内訳書(工事)	存続
	見積金額の積算内訳書(業務)	存続
	見積辞退届	廃止
建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領	保証金(保険金)請求書	存続
	歳入歳出外現金返還請求書(保管有価証券返還請求書)	存続 (省略可※)
	受領書	廃止
	保証契約内容変更承認書	廃止
建設業者等指名除外基準要綱	建設工事等指名除外通知書	存続
	建設工事等指名除外変更通知書	存続
	建設工事等指名除外解除通知書	存続
競争入札参加資格承継承認事務取扱要領	競争入札参加資格承継承認申請書	存続
	競争入札参加資格承継承認通知書	存続
建設工事等競争入札参加資格再認定取扱要領	再度の入札参加資格審査申請書	存続
東広島市契約後VE方式工事試行要領	VE提案書	廃止
東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領	低入札価格調査報告書	廃止
東広島市概算数量発注方式試行要領	緊急工事指示書	存続
	緊急業務指示書	存続

※ 押印を省略する場合は、請求書の真正性を担保するため該当案件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。なお、確認のため担当部署から連絡することがあります。

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領	余裕期間制度適用工事 工期申出書	廃止
技術者等の兼務に係る様式	現場代理人・主任技術者 兼務申請書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務承認書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務非承認書	廃止
	現場代理人・主任技術者 兼務承認取消書	廃止
建設工事条件付一般競争入札に係る様式	誓約書(一般競争入札用)	廃止
	媒体提出通知書	廃止
	【参考様式】実務経歴書(建設工事)	廃止
建設工事総合評価落札方式実施要領に係る様式	誓約書(総合評価用)	廃止
	技術資料	廃止
	自己採点表	廃止
	申立書	廃止
測量・建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札に係る様式	【参考様式】実務経歴書(測量・建設コンサルタント等業務)	廃止
電子入札立会いに係る様式	開札日開札立会い申請書	廃止
	委任状(開札日開札立会い委任状)	廃止
建設リサイクル法に係る対象建設工事の届出に係る様式	法12条第1項に基づく書面	廃止
	法第13条及び省令第4条に基づく書面	廃止
現場代理人の兼務に係る様式	現場代理人 兼務申請書	廃止
	現場代理人 兼務承認書	廃止
	現場代理人 兼務非承認書	廃止
	現場代理人 兼務承認取消書	廃止
建設工事請負契約約款第25条第6項 運用マニュアル(暫定版)に係る様式	建設工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更について(請求)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
災害復旧工事受注意向申し出に係る様式	受注意向申出書	廃止

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
建設工事請負契約約款様式①	請負代金内訳書	廃止
	当初(変更)工程表	廃止
	権限委任(職務分担)通知書	廃止
	現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	廃止
	実務経歴書	廃止
	現場代理人配置承認申請書	廃止
	誓約書 ※当該工事のみ配置	廃止
	誓約書 ※複数工事に配置	廃止
	工事履行報告書	存続
	措置請求書	廃止
	措置決定通知書	廃止
	工事材料持出承認願	廃止
	支給品受領書	廃止
	貸与品借用(返納)書	廃止
	貸与品 支給品 滅失毀損報告書	廃止
	支給品精算書	廃止
	確認依頼書	廃止
	確認結果通知書	廃止
	工事内容変更通知書	廃止
	工事一時中止通知書	廃止
	工事一時中止解除通知書	廃止
	工事続行不能届	廃止
	工期延長(短縮)申請書	廃止
	工期の変更について(協議)	廃止
	請負代金額の変更について(協議)	廃止
	請負代金額等の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更について(協議)	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知について	廃止
	賃金又は物価変動 特別の事情の発生 に基づく請負代金額の変更請求について	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求について	廃止
	請負代金額等の変更について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求について(協議)	廃止
	工事材料価格の変動に基づく請負代金額の変更請求に係る承諾書	廃止
	天災その他の不可抗力による損害の通知について	廃止
	損害確認通知書	廃止
	設計図書の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	完成通知書	廃止

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
建設工事請負契約約款様式②	修補完了通知書	廃止
	引渡書	廃止
	引渡請求書	廃止
	請求書	存続 (省略可※)
	部分使用承認願	廃止
	部分使用承諾書	廃止
	認定請求書 認定調書	廃止
	請負工事出来形検査要求書	廃止
	請負代金相当額について(協議)	廃止
	指定部分完成通知書	廃止
	指定部分相当額について(協議)	廃止
	協議に係る承諾書	廃止
	指定部分引渡書	廃止
	代理受領承認願	廃止
	建設工事請負契約解除通知書 ※契約保証あり	廃止
	建設工事請負契約解除通知書 ※契約保証なし	廃止
	現場発生品調書	廃止
	工事打合せ簿	存続
	段階確認書	存続
	材料確認書	存続
	立会書	存続
業務委託契約約款様式①	業務打合せ簿	存続
	打合せ記録簿	存続
	当初(変更)業務工程表	廃止
	委任(下請負)承諾願	廃止
	委任(下請負)承諾書	廃止
	調査職員選任(変更)通知書	廃止
	管理技術者及び照査技術者選任(変更)通知書	廃止
	管理技術者 照査技術者 実務経歴書	廃止
	措置請求書	廃止
	措置決定通知書	廃止
	業務履行報告書	存続
	支給品受領書	廃止
	貸与品借用(返納)書	廃止
	貸与品 支給品 滅失毀損報告書	廃止
	支給品精算書	廃止
	確認請求書	廃止
	確認結果通知書	廃止
	業務内容変更通知(提案)書	廃止
	業務一時中止通知書	廃止
	業務一時中止解除通知書	廃止
	履行期間延長(短縮)申請書	廃止

※ 押印を省略する場合は、請求書の真正性を担保するため該当案件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。なお、確認のため担当部署から連絡することがあります。

書類一覧

書類分類等	様式名	押印
業務委託契約約款様式②	履行期間の変更について(協議)	廃止
	業務委託料の変更について(協議)	廃止
	業務委託料等の変更について(協議)	廃止
	変更協議に係る承諾書	廃止
	天災その他の不可抗力による損害の通知について	廃止
	損害確認通知書	廃止
	設計図書の変更について(協議)	廃止
	委託業務完了通知書	廃止
	業務完了検査結果通知書	廃止
	引渡書	廃止
	修補完了通知書	廃止
	引渡請求書	廃止
	請求書	存続 (省略可※)
	部分使用承諾願	廃止
	部分使用承諾書	廃止
	指定部分完了通知書	廃止
	指定部分引渡書	廃止
	部分引渡承諾願	廃止
	部分引渡承諾書	廃止
	引渡部分相当額について(協議)	廃止
	指定部分相当額について(協議)	廃止
	協議に係る承諾書	廃止
	代理受理承諾願	廃止
	業務委託契約解除通知書	廃止
東広島市建設工事検査規程	検査確認通知書	廃止
	中間検査確認通知書	廃止
	出来形(部分払)検査確認通知書	廃止
	出来形(部分引渡し)検査確認通知書	廃止
	出来形(部分払)検査確認通知書 ※委託業務	廃止
	業務完了検査結果通知書	廃止
東広島市調査設計測量委託業務等検査規程	出来形(部分引渡し)検査確認通知書	廃止
東広島市工事成績評定要領	工事成績評定書	廃止
	工事成績評定通知書	廃止
	工事成績評定に係る説明書(依頼)	廃止
	工事成績評定に係る説明書(回答)	廃止

※ 押印を省略する場合は、請求書の真正性を担保するため該当案件の責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載してください。なお、確認のため担当部署から連絡することがあります。

(3) 電子保証の導入について

1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進するため、電子保証を導入します。

2 内容

契約保証及び前払金保証について、紙媒体での保証証書等の提出に加えて、電磁的記録により発行された保証証書等（電子証書等）の提出を可能とします。

提出方法等については、別紙のとおりです。

（電子保証の対象となるもの）

区分	保証事業会社	損害保険会社
契約保証	契約保証証書	履行保証保険証券 公共工事履行保証証券
前払金（中間前払金）保証	前払金（中間前払金） 保証証書	—

3 適用日

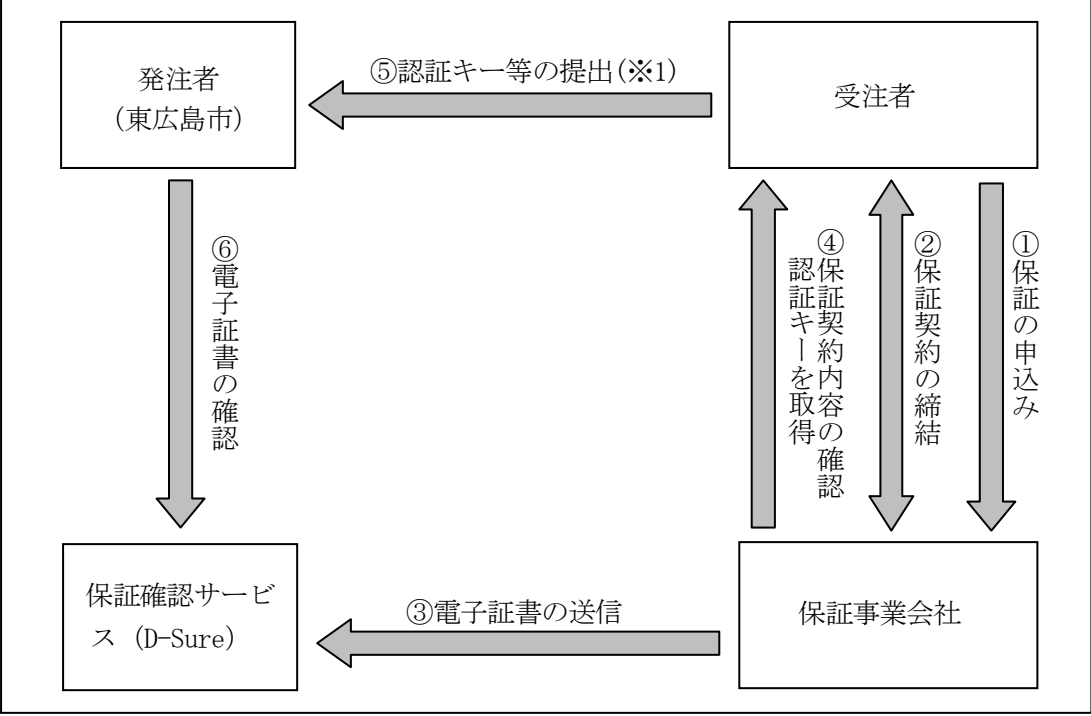
令和7年4月1日以降に締結する契約から適用します。

4 その他

保証事業会社における電子保証の利用に当たっては、保証事業会社に対して事前に利用申込みが必要となります。詳細は各保証事業会社のホームページでご確認ください。

別紙 電子証書等の提出方法（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）

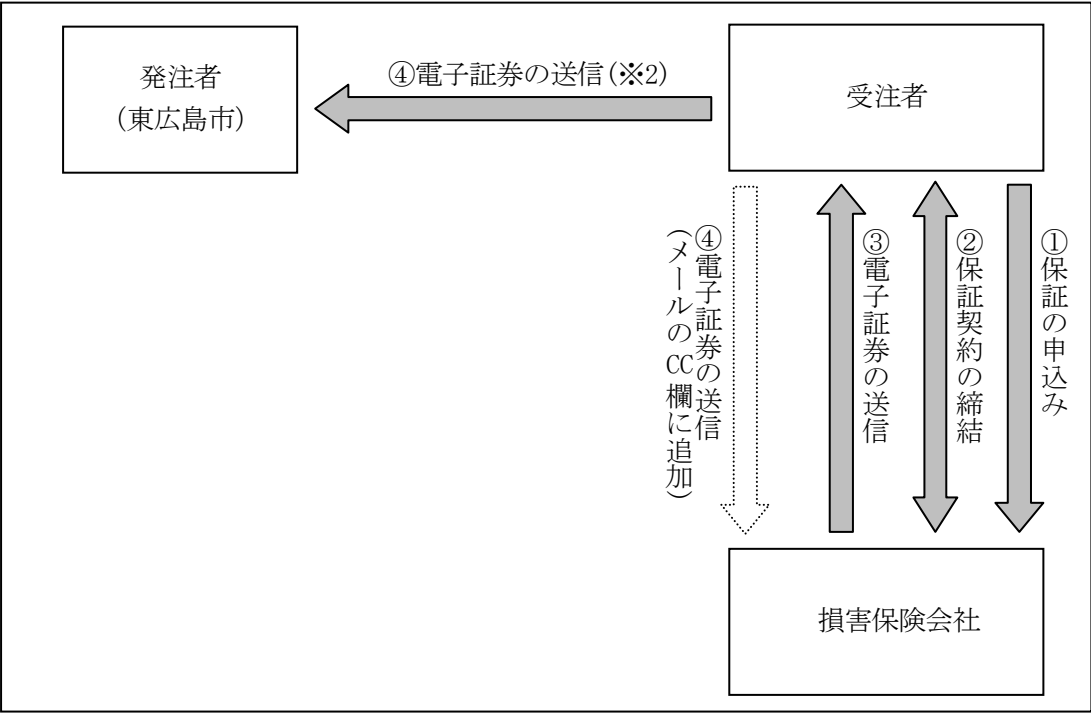
【保証事業会社の場合】



(※1) 保証事業会社から発行された『「認証キー」のお知らせ』(PDF ファイル) を電子メール等で提出する。

提出先	契約保証に係るもの	➡ 契約課
	前払金(中間前払金)保証に係るもの	➡ 施工担当課

【損害保険会社の場合】



(※2) 発行された PDF 形式の証券を電子メールに添付し、契約課のメールアドレスに加えて、送信先の CC(複写) 欄に損害保険会社が指定するメールアドレスを入力し送信する。

(4) 令和7年4月1日施行の建設工事請負契約約款等の改正について

1 趣旨

契約関係事務のデジタル化を推進する電子保証を導入するため、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）における令和4年4月1日施行の一部改正に基づき、本市の建設工事請負契約約款等の改正を行います。

2 改正の要旨

受注者が、契約の保証として履行保証保険契約を締結した場合、保険証券を発注者に寄託することに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保険証券を寄託したものとみなすこととする。

また、受注者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合（当該保証契約を変更する場合を含む。）についても同様に、保証証書を発注者に寄託することに代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができることとし、この場合において、受注者は当該保証証書を寄託したものとみなすこととします。

3 改正を行う契約約款等

- (1) 建設工事請負契約約款（第4条、第34条、第35条）
- (2) 設計施工一括発注工事対象請負契約約款（第4条、第34条、第35条）
- (3) 業務委託契約約款（第3条の2、第33条、第34条）
- (4) 保守・除草・清掃等業務委託契約約款（第2条の2）
- (5) 東広島市建設工事執行規則（第10条、第44条、第45条）
- (6) 建設工事請負契約における契約保証に関する事務処理要領（第3条）

※改正内容は、別紙公共工事標準請負契約約款の改正に準ずる。

【改正後の約款等の掲載場所】

東広島市ホームページ＞組織から探す＞総務部 契約課
＞5 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（要綱・制度等）
＞建設工事等関係規則・要綱・要領、契約約款

4 施行

令和7年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結している契約については、なお従前の例による。

**公共工事標準請負契約約款
新旧対照表**

(傍線部分は変更部分)

改 正 後	改 正 前
(契約の保証) 第四条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 一 契約保証金の納付 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 <u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u> <u>3 第一項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第六項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。</u> <u>4 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第五十五条第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u> <u>5 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u>	(契約の保証) 第四条 (A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。 一 契約保証金の納付 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結 (新設) <u>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第五項において「保証の額」という。）は、請負代金額の十分の〇以上としなければならない。</u> <u>3 受注者が第一項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第五十五条第三項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u> <u>4 第一項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</u>

- 1 -

<u>6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</u> [注] (A) は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、一と記入する。 (前金払及び中間前金払) 第三十五条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 [注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A) の使用を推奨する。 〇の部分には、たとえば、四と記入する。 <u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u> <u>3 発注者は、第一項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。</u> <u>4 受注者は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。</u> [注] 〇の部分には、たとえば、二と記入する。 <u>5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。</u> <u>6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第四項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）の支払いを請</u>	<u>5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の十分の〇に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。</u> [注] (A) は、金銭的保証を必要とする場合に使用することとし、〇の部分には、たとえば、一と記入する。 (前金払及び中間前金払) 第三十五条 (A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 [注] 受注者の資金需要に適切に対応する観点から、(A) の使用を推奨する。 〇の部分には、たとえば、四と記入する。 (新設) <u>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。</u> <u>3 受注者は、第一項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の〇以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。</u> [注] 〇の部分には、たとえば、二と記入する。 <u>4 第二項の規定は、前項の場合について準用する。</u> <u>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の〇（第三項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の〇）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第三十七条までにおいて同じ。）の支払いを請</u>
---	---

- 2 -

求することができる。この場合においては、<u>第三項</u>の規定を準用する。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四（括弧書きの○の部分には、たとえば、六）と記入する。 7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の○（<u>第四項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の○）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、五（括弧書きの○の部分には、たとえば、六）と記入する。 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕 ○の部分には、三十未満の数字を記入する。 9 発注者は、受注者が第七項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。	求することができる。この場合においては、<u>第二項</u>の規定を準用する。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四（括弧書きの○の部分には、たとえば、六）と記入する。 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の○（<u>第三項</u>の規定により中間前払金の支払いを受けているときは十分の○）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、五（括弧書きの○の部分には、たとえば、六）と記入する。 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕 ○の部分には、三十未満の数字を記入する。 8 発注者は、受注者が第六項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
第三十五条（Ｂ） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の○以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四と記入する。 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、<u>電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。 3 発注者は、<u>第一項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。	第三十五条（Ｂ） 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の十分の○以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四と記入する。 (新設) 2 発注者は、<u>前項</u>の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 -

4 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の○から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四と記入する。 5 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の○を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、五と記入する。 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕 ○の部分には、三十未満の数字を記入する。 7 発注者は、受注者が第五項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。	3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の十分の○から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、四と記入する。 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の十分の○を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、五と記入する。 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 〔注〕 ○の部分には、三十未満の数字を記入する。 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 〔注〕 ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第八条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
(保証契約の変更) 第三十六条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、第三十五条（Ａ）を使用する場合は<u>六</u>と、第三十五条（Ｂ）を使用する場合は<u>四</u>と記入する。 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 3 受注者は、<u>第一項又は第二項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。</u>この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。	(保証契約の変更) 第三十六条 受注者は、前条第○項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。 〔注〕 ○の部分には、第三十五条（Ａ）を使用する場合は<u>五</u>と、第三十五条（Ｂ）を使用する場合は<u>三</u>と記入する。 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。 (新設)

- 4 -

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 〔注〕 第四項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。 （債務負担行為に係る契約の前払金〔及び中間前払金〕の特則） 第四十一条 債務負担行為に係る契約の前払金〔及び中間前払金〕については、第三十五条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第三十六条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十八条第一項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することはできない。 2 前項の場合において契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項〔及び第四項〕の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。 3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。 4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。 5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達する	3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 〔注〕 第三項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。 （債務負担行為に係る契約の前払金〔及び中間前払金〕の特則） 第四十一条 債務負担行為に係る契約の前払金〔及び中間前払金〕については、第三十五条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第三十六条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第三十八条第一項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することはできない。 2 前項の場合において契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項〔及び第三項〕の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。 3 第一項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分〔及び中間前払金相当分〕（円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができる。 4 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第三十五条第一項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払いを請求することができない。 5 第一項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達する
---	---

- 5 -

まで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十六条第四項の規定を準用する 〔注〕 []の部分は、第三十五条（B）を使用する場合には削除する。 （情報通信の技術を利用する方法） 第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。	まで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第三十六条第三項の規定を準用する 〔注〕 []の部分は、第三十五条（B）を使用する場合には削除する。 （情報通信の技術を利用する方法） 第六十一条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
---	---

- 6 -

(5) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

1 趣旨

令和6年12月13日付けで建設業法の一部改正が施行され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました（改正後の建設業法第20条の2第2項。）。

2 内容

(1) 対象

全ての建設工事（年間維持管理業務等も含む。）

(2) 国土交通省令で定める事象

ア 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

（例）国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

イ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

（例）震災の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

(3) 通知方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに通知書を契約課に提出してください。

3 通知書（参考様式）

別添のとおり

※市ホームページに掲載済

年 月 日

東広島市長 様

所在地
名称
代表者名

(押印不要)

通 知 書

次のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のために必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

その他連絡事項(空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

- (注) 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

(6) 入札不調となった災害復旧工事の受注意向申し出について 【再説明】

趣旨

災害からの復旧・復興に迅速に対応することを目的とした、災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度（令和2年11月16日から適用）について、令和7年度以降も引き続き適用します。

●災害復旧工事の受注意向申し出に係る制度の概要等

①制度概要

災害からの復旧・復興のさらなる迅速化を図るため、入札不調となった災害復旧工事について、受注意向の申し出のあった事業者の方と随意契約を締結するものです。

②受注意向の申し出方法

受注意向のある事業者の方は、案件ごとに設定する提出期限までに、契約課へ「受注意向申出書」（別紙①参照）により、受注意向のある旨を申し出てください。

なお、提出方法は、持参またはFAXとします。

③対象工事

一般競争入札にて入札不調となった災害復旧工事。（過年度発生災害だけでなく今後発生する災害に係る復旧工事も対象とします。）

④対象者

次に掲げる要件を全て満たしている事業者の方を対象とします。

- ア 受注意向申し出時に東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種が土木一式工事
- イ 営業所所在地が東広島市内に主たる営業所かつ本店
- ウ 案件ごとに記載された認定等級

⑤選定方法

申し出のあった事業者を候補者として決定し、随意契約に係る手続きを行います。（申し出者が2者以上の場合には、競争見積を行います。）

候補者を決定した際には、電子入札システム又はFAXにて見積依頼をしますので、見積依頼書に記載された提出期限までに、次の提出資料を提出してください。

- ・見積書（提出方法については、随意契約締結に係る事務取扱要領による）
- ・積算内訳書（競争見積の場合）

⑥その他

受注意向申出書、受注意向申し出対象災害復旧工事、申し出要件、設計図書等については、東広島市総務部契約課ホームページに掲載します。

【ホームページ掲載場所】

契約課ホームページ＞7 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(随意契約見積依頼)
＞災害復旧工事受注意向申し出について

(別紙①)

年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所 :

商号又は名称 :

氏 名 :

受 注 意 向 申 出 書

次の案件について、受注の意向がある旨を申し出ます。

工事管理番号 _____

工 事 名 _____

提出及び問い合わせ先：東広島市総務部契約課工事契約係

電 話：082-420-0930

F A X：082-431-0077

(7) 工事書類の平準化（簡素化）について 【再説明】

1 趣旨

働き方改革関連法の改正に伴う残業時間の上限規制や週休2日の普及、急速に進展するICTの活用などを背景に、受注者の負担軽減や発注者の監督・検査の合理化を図るため、工事書類の平準化（簡素化）を行います。

2 工事書類平準化（簡素化）の内容

- (1) 施工体制台帳に添付が必要な書類、添付が不要な書類を明文化します。
- (2) 施工計画書の“軽微な変更”は変更施工計画書の提出を不要とし、“軽微な変更”の見解の統一を図るため、具体的な事例等を記載します。

3 適用日

令和7年4月1日以降に請負契約した案件から適用します。

(8) 主要資材一括承認制度について

1 趣旨

主要資材一括承認制度は、受発注者間での材料承認に係る書類の簡素化を図ることを目的として令和元年度より実施しておりますが、制度の見直しを実施します。

2 内容

主要資材一括承認制度の一部休止について

一部の資材の主要資材一括承認制度について、当面の間、休止します。
なお、平成30年7月豪雨災害のように大規模災害等が発生し需要が増した際は、再開を検討します。継続・休止する資材は下表のとおり。

●レディミクストコンクリート

NO	設計配合			備考	方針
	呼び方	セメントの種類	指定条件		
1	18-8-40	高炉 B	W/C=60%以下	使用区分 1 号	継続
2	18-8-20	高炉 B	W/C=60%以下		休止
3	24-12-20	高炉 B	W/C=55%以下	使用区分 2 号	継続
4	24-12-20	普通ポルトランド	W/C=55%以下		休止

※配合は、JIS 及びコンクリート標準示方書を満足するものとする

●アスファルト合材

NO	アスファルト合材の種類	品質基準	方針
1	再生密粒度アスコン(20)	広島県土木工事共通仕様書	継続
2	再生密粒度アスコン(13)		継続
3	再生粗粒度アスコン(20)		継続
4	再生細粒度アスコン(13)		継続

●路盤材

NO	路盤材の種類	品質基準	方針
1	再生粒度調整碎石 40 mm以下 (RM-40)	広島県土木工事共通仕様書	休止
2	再生粒度調整碎石 30 mm以下 (RM-30)		継続
3	再生粒状碎石 40 mm以下 (RC-40)	広島県土木工事共通仕様書	継続
4	再生粒状碎石 30 mm以下 (RC-30)		継続

●コンクリート2次製品

NO	製品の種類		品質基準	方針
1	環境保全型ブロック	控長 500 mm 壁体重量 0.81t/m ² 以上	広島県土木工事共通仕様書	休止
		控長 600 mm 壁体重量 1.05t/m ² 以上		休止
		控長 650 mm 壁体重量 1.15t/m ² 以上		休止
2	角フリューム	KF150	広島県土木工事共通仕様書	休止
		KF200		休止
		KF250		休止
		KF300		休止
		KF350		休止
		KF400		休止
		KF450		休止
		KF500		休止

3 適用日（予定）

主要資材一括承認制度の令和7年度更新（令和7年11月予定）からとします。

(9) 環境保全型ブロックの壁体重量確認について

1 趣旨

環境保全型ブロックの壁体重量確認の簡素化は、従来工事ごとに実施していた確認の簡素化を図ることを目的として令和元年度より実施しておりますが、制度の見直しを実施します。

2 内容

環境保全型ブロックにおける壁体重量確認の簡素化の一部休止について

環境保全型ブロックにおける壁体重量確認の簡素化については、壁体重量工場確認による方法（方法1）と他工事の壁体重量確認結果による方法（方法2）で運用しておりますが、当面の間、壁体重量工場確認による方法（方法1）の運用を休止します。なお、平成30年7月豪雨災害のように大規模災害等が発生し需要が増した際は、再開を検討します。

- (1) 壁体重量工場確認による方法：方法1 ⇒ 休止
- (2) 他工事の壁体重量確認結果による方法：方法2 ⇒ 継続

3 適用日（予定）

主要資材一括承認制度の令和7年度更新（令和7年11月予定）の同日からとします。